

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況

疫学調査及び現地確認等の結果、感染者が利用していた施設で、条例に定める新型コロナウイルス感染症のクラスター（5人以上の患者集団）が以下のとおり発生したことが、2/21（月）に確認されたため、条例に基づき対応する。

1 クラスターと認められた施設及び陽性者数

	発生施設	特定施設	所在地等	陽性者数	陽性者確認日
75	八頭町立郡家西小学校	○	八頭町	6名	2/16～19
76	老人ホーム	○	鳥取市	6名	2/17～19
77	幼稚園	○	米子市	18名	2/18～21
78	放課後児童クラブ	○	米子市	6名	2/18～19

2 患者対応

陽性者は入院、またはメディカルチェックの上、在宅療養を行う。

※発生要因については、速やかに感染症対策専門家と現地調査を行う。

19

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（75例目）

八頭町立郡家西小学校

陽性者数	所在地
学校関係者6名	八頭町
まん延防止のための措置（第6条）	
<ul style="list-style-type: none"> 施設設置者は、保健所の指示に基づき感染拡大防止に協力している。 <ul style="list-style-type: none"> → 陽性者と接触した可能性のある全ての児童及び教職員に連絡の上、名簿を保健所に提出し、保健所はその名簿に基づき全ての者の検査を実施した。 保健所は、条例に基づき、施設設置者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求めた。 <ul style="list-style-type: none"> → 当該学校は2/16（水）～2/18（金）を学校閉鎖し、2/21（月）から一部の学年について学年閉鎖を継続している。 	
公表について（第7条）	
<ul style="list-style-type: none"> 八頭町は、自らのホームページで施設名を公表している。 	
必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）	
<p>今後、「鳥取県市町村（学校組合）立学校用新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン」を参酌し、クラスター対策特命チーム及び鳥取県新型コロナウイルス感染症対策専門家チームの立ち入りを行い、特定施設であることから、早急な再開と再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。</p>	

20

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（76例目）

老人ホーム

陽性者数	所在地
利用者及び職員6名	鳥取市
まん延防止のための措置（第6条）	
<ul style="list-style-type: none">施設設置者は、保健所の指示に基づき感染拡大防止に協力している。<ul style="list-style-type: none">→ 陽性者と接触した可能性のある全ての利用者及び職員に連絡の上、名簿を保健所に提出し、保健所はその名簿に基づき全ての者の検査を実施した。保健所は、条例に基づき、施設設置者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求めた。<ul style="list-style-type: none">→ 施設の性質を考慮し、ゾーニング及び感染防止対策を行い、施設運営を継続している。	
公表について（第7条）	
・保健所の調査に協力し、全ての関係者に速やかに連絡しており、適切な措置がとられていることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。	
必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）	
今後、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」を参酌し、クラスター対策特命チーム及び鳥取県新型コロナウイルス感染症対策専門家チームの立ち入りを行い、再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。	

21

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（77例目）

幼稚園

陽性者数	所在地
園児及び職員18名	米子市
まん延防止のための措置（第6条）	
<ul style="list-style-type: none">施設設置者は、保健所の指示に基づき感染拡大防止に協力している。<ul style="list-style-type: none">→ 陽性者と接触した可能性のある全ての園児及び職員に連絡の上、名簿を保健所に提出し、保健所はその名簿に基づき全ての者の検査を実施した。保健所は、条例に基づき、施設設置者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求めた。<ul style="list-style-type: none">→ 当該施設は2/19（土）から臨時休園している。	
公表について（第7条）	
・保健所の調査に協力し、全ての関係者に速やかに連絡しており、適切な措置がとられていることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。	
必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）	
今後、「鳥取県版保育施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参酌し、クラスター対策特命チーム及び鳥取県新型コロナウイルス感染症対策専門家チームの立ち入りを行い、特定施設であることから、早急な再開と再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。	

22

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（78例目）

放課後児童クラブ

陽性者数	所在地
児童及び職員 6名	米子市

まん延防止のための措置（第6条）

- ・施設管理者は、保健所の指示に基づき感染拡大防止に協力している。
 - 陽性者と接触した可能性のある全ての児童及び職員に連絡の上、名簿を保健所に提出し、保健所はその名簿に基づき全ての者の検査を実施した。
- ・保健所は、条例に基づき、施設管理者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求めた。
 - 当該施設は2/19（土）から閉所している。

公表について（第7条）

- ・保健所の調査に協力し、全ての関係者に速やかに連絡しており、適切な措置がとられていることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。

必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）

今後、「鳥取県放課後児童クラブにおける新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」を参酌し、クラスター対策特命チーム及び鳥取県新型コロナウイルス感染症対策専門家チームの立ち入りを行い、特定施設であることから、早急な再開と再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。

23

鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例（抄）

（まん延防止のための措置）

第6条 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しくは管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設使用者」という。）は、直ちに、感染症予防法第27条から第33条までの規定により実施される措置と相まって、当該施設の全部又は一部の使用を停止するとともに、積極的疫学調査の的確かつ迅速な実施に協力（全ての従業者、利用者又は参加者に対する連絡を含む。）し、及び当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特定施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、施設使用者は、県と協議の上、直ちに当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講ずるものとする。

（公表）

第7条 知事は、県内の施設において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

（必要な措置の勧告）

第8条 知事は、第6条第1項に規定する場合において、施設使用者が正当な理由がなく直ちに同項の規定による適切な措置をとらないときは、当該施設使用者に対し、期間を定めて当該施設の全部又は一部の使用の停止その他の当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策を適切に講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告に係る施設又は催物について、当該勧告に従って新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策が適切に講じられたと認めるときは、直ちに、当該勧告を中止しなければならない。

3 知事は、第6条第2項の規定による協議を受けるとき並びに同条第3項の規定による協力金の給付、前条第1項又は第4項の規定による公表、第1項の規定による勧告及び前項の規定による勧告の中止をするときは、業種又は施設の種別ごとに県内の関係団体等により定められた新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するための対策に関する指針であって知事が別に指定するものを参酌するものとする。

24

市中感染急拡大特別警報

鳥取市、米子市において、引き続き市中感染と思われる事例が継続して発生しています。

一人一人嚴重な感染予防対策をお願いします。

区 域	鳥取市
	米子市

25

米子市 米子市オミクロン株リバウンド防止の緊急メッセージ

米子市民の皆さんへ

オミクロン株のリバウンドを防止するために協力をお願いします

- 1 家庭内での感染が引き続き多い状況です。家に帰ったらまずは手洗いなどの基本的な感染防止対策の徹底を今一度お願いします。
- 2 小さな子どもへの感染事例が急増しています。子どもの体調の変化に留意して、施設内では換気も徹底をしましょう。
- 3 外出先でも感染防止対策を徹底し、外食は感染対策がとれたお店を利用するなど心掛けましょう。
- 4 感染不安のある方は、ぜひ無料検査をお受けください。
- 5 感染拡大防止・重症化予防のため、ワクチン接種をご検討ください。

26

鳥取市民の皆さんへ

新型コロナウイルスの急拡大を防止するためご協力をお願いします

- マスクの正しい着用、手洗いの励行など今一度 感染予防対策の徹底をお願いします
- 混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出を控えてください
※通院、通勤、生活必需品の買い出し、屋外での運動など、生活や健康維持のために必要なものは自粛の対象外です。
- 感染拡大防止・重症化予防のためワクチン接種をご検討ください

27

児童施設、高齢者施設等の緊急感染対策

県内全域で、児童施設、高齢者施設など社会福祉施設におけるクラスターが多発しています。今一度、感染予防のレベルを上げ、より一層の警戒をお願いします。

○ PCR検査の早期実施

施設におけるPCR検査に対する支援の拡充について、2月末までの時限措置を3月末まで延長します。制度を活用し、早期検査で早期に陽性者を把握して感染対策を徹底してください。

<社会福祉施設等に係るPCR検査等支援事業補助金>

・補助対象施設：児童福祉施設、高齢者施設、障がい者施設、保育施設、医療機関等

・補助率：10/10(上限は1人・検査1回当たり2万円)

○ 職員の体調管理

職員の健康管理を徹底し、少しの発熱、喉の違和感、倦怠感など、体調不良があった場合には直ちに出勤を取りやめ、早めに検査を行ってください。

○ 家庭内における感染予防

家庭内感染に起因する施設での感染事例が発生してることを踏まえ、職員の家庭内における感染予防の再徹底をお願いします。

28

オミクロン株から子どもを守る感染防止策

➤ 場面や状況に応じた感染防止対策を徹底してください

- 食事の1テーブルの人数を減らし(小さいテーブルは2人、その他は4人掛でパーティション)、食事後に手洗いや手指消毒を実施
- 早朝保育・延長保育では、合同保育を極力控えたり、マスク着用の有無によって空間をわける工夫をする
- 保護者の送迎は玄関にするなど、保育室の中に入らないようにする
- 体調不良の場合は、登園を控えていただくことの徹底



状況等に応じた具体的な感染対策について、鳥取看護大学の荒川教授による「新型コロナ感染予防対策講習ビデオ」をご活用ください。市町村、各施設等、すべての職員が視聴して感染防止策のレベルを上げましょう →視聴しやすいダイジェスト版も作成予定

➤ 社会福祉施設等に係るPCR検査等支援事業補助金



保育所、認定こども園、幼稚園等を運営する法人においても活用可能です。幅広くご活用ください。

29

体調悪ければ無理をしないで！

体調が悪いにもかかわらず大丈夫と思い出勤されたことで、施設内で感染が広がった事例が多くみられます。
中にはクラスターになった事例もあり。

感染力の強いオミクロン株の感染拡大を防止するため、
ご自分や大切な人を守るため、

少しでも症状がある場合は、**無理に登校・出勤をせず、
かかりつけ医、又は受診相談センターに相談しましょう**

職場も出勤前の**体調確認**、症状がある場合の**出勤自粛**など、
従業員への呼びかけをお願いします



発熱等の症状が
出たときの相談先
受診相談センター

☎ 0120-567-492 コロナ・至急に 毎日9:00~17:15
(ファクシミリ) 0857-50-1033
(東部地区) ☎ 0857-22-8111 上記以外の時間
(中部地区) ☎ 0858-23-3135
(西部地区) ☎ 0859-31-0029

休日を含め
24時間対応

30

特措法第24条第9項による協力要請

鳥取市からの要請により、以下の取組のご協力をお願いします

■ **区 域** 鳥取市

■ **期 間** 令和4年2月18日から3月3日まで(2週間)

■ **要請内容**

➤ 混雑した場所や感染リスクの高い場所への不要不急の外出を控えてください

※通院、通勤、生活必需品の買い出し、屋外での運動など、生活や健康維持のため必要なものは自粛の対象外です。

※飲食については、親しい間柄でのホームパーティーなどでも感染が多発しており対策を徹底するとともに、外食も感染対策がとれたお店を利用しましょう。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項は、新型コロナウイルスの感染拡大を抑え込むために、県民の皆様にご協力をお願いする制度です。

31

県境をまたぐ移動の自粛要請

特措法24条9項による要請

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項は、新型コロナウイルスの感染拡大を抑え込むために、県民の皆様にご協力をお願いする制度です。

■ **区 域** 鳥取県全域

■ **期 間** 令和4年1月20日から3月6日まで

■ **要請内容** 県境をまたぐ移動はできるだけ控えてください

※ 不要不急の帰省や旅行、仕事、研修など、県境をまたぐ移動はできれば控えましょう。

特に、まん延防止等重点措置地域や感染拡大地域との間での、不要不急の往来は控えてください。

県外との往来の際のお願い

◇ **基本的な感染対策の徹底**

マスクはすき間なく正しく着用、十分な距離が取れないときはマスクを着用、混雑した場所や感染リスクの高い場所を避ける

◇ **体調が悪い時は、無理せず県外との往来は避ける**

◇ 行かれる先の自治体が出されている **新型コロナ情報の確認を**

県外から来県・帰県される方へのお願い、一緒に過ごす際のお願い

◇ **来県前には事前にPCR等検査を受けましょう**

◇ **家庭内での感染対策の徹底**

「親しき仲にもマスクあり」、こまめな手洗い、こまめな換気、ドアノブなどの共用部分の消毒、タオルや歯磨き粉・食べ物や食器などの共用を避ける、家庭内で対策が難しい場合は宿泊施設利用も検討

◇ **発熱、倦怠感などの症状があれば、積極的に受診又は受診相談センターに相談を**

32

みんなでしっかり オミクロン予防大作戦

オミクロン対策「寅」の巻

其の壹

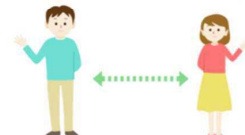
マスクは正しく着けやすく



オミクロンでもマスクは有効です

其の貳

人と人、間が愛だ



距離がとれない場合、パーティションを利用し、大声は控えて

其の参

少々の症状でもご連絡を



体調悪ければ登校や出勤は止める。かかりつけ医、受診相談センターに連絡を

其の肆

飲食はマナーを守って
楽しまな



飲食店や自宅でも、大人数・大声・大皿・大騒ぎは控えてマスク会食

其の伍

ワクチン接種や
検査を受けんさい



ワクチンはオミクロンにも有効です。不安な方は検査を受けてください

其の六

幸せは予防で呼ぼう



換気、手洗い、消毒など基本的な感染対策を徹底

33

みんなでしっかり オミクロン予防大作戦

オミクロン株は飛沫以外にも“マイクロ飛沫”で爆発的に拡がるとの指摘。今まで以上に感染対策をお願いします。

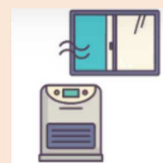
【正しいマスク着用のポイント】

- ✓ お子さまも含めて
不織布マスクを！
- ✓ **正しいサイズ**で
すき間なく！
- ✓ マスクをつけても**距離をとって！**
- ✓ **鼻出しマスク、アゴマスク**は
リスク大！



【基本的な換気のポイント】

- ✓ **人が集う時は、必ず換気！**
※自宅でも意識して換気をお願いします。
- ✓ 換気扇も活用して**こまめに換気！**
(30分に1回以上、1回5分間を目安)
- ✓ 冬場は、暖房近くの窓を開けるなど、室内温度の低下を抑える工夫も！



特に、学校・保育施設・職場などでは徹底してください。

34

みんなでしっかり オミクロン予防大作戦

家庭内での感染事例が引き続き多い状況です。
感染対策を徹底し、高齢者や子どもを守りましょう！

食事の場面

- 大皿を避け、料理は個々に配膳を
- 食事中の会話を控える
- 食器や箸の共用を避ける



歯磨きの場面

- 歯磨きは一人一人、順番に、換気のいい場所で
- 歯磨粉やコップは共用しない
- 歯ブラシは個別に保管



家族との団らん場面

- 「親しき仲にもマスクあり」
会話時はマスクを着用し、
十分な距離をとって
- こまめな換気を(30分に1回、5分間)



基本的な感染防止対策を

- 家に帰ったら「まずは手洗い」
- タオルは共用しない
- 共用部分のこまめな消毒(ドアノブ・手すり・スイッチ等)



35

みんなでしっかり オミクロン予防大作戦

各職場・店舗において業種別ガイドライン等の実践をお願い致します。
特に以下のポイントに留意の上、大切な職場をみんなで守りましょう

ポイント1 出勤前/出勤後



- 発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛
- 軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査

ポイント2 職場内での対策



- 手洗いや手指消毒、せきエチケット、職員同士の距離確保の徹底
- 換気の徹底(CO2濃度測定器等の活用)
- 複数人が触る箇所の消毒

ポイント3 休憩時など



- 昼休みの時差取得
- 居場所の切り替わり(休憩室、更衣室、喫煙室等)時の注意の周知
- 社員寮等の集団生活の場での対策

ポイント4 会議や出張など



- 出張など移動を減らすためのテレビ会議の活用
 - 在宅勤務(テレワーク)や時差出勤等の導入
- ※特に重症化リスクのある労働者等への配慮

36

みんなでしっかり オミクロン予防大作戦

飲食店での感染予防対策の徹底をお願いします

飲食店全員で飲食店向けガイドラインの徹底をお願いします。

・換気扇の常時稼働、定期的な窓開放による換気の徹底

(CO2 1,000ppm以下)

・パーティション、斜め掛け等による

フィジカルディスタンスの確保

・従業員の体調管理の徹底



お客様にも対策を守ってもらうよう呼びかけをお願いします。

・パーティションを外したり、座席の間隔を狭めない

・手指消毒、会話時のマスク着用の徹底
・大声を出さず、お酌や乾杯を控え、大騒ぎはNG



◆ お配りしているお客様への啓発ツールもご活用ください。
インターネットからもダウンロードできるようホームページで提供中>>



37

無料検査の期間延長

～特措法24条9項による受検要請～

無症状で不安を感じる県民の皆様は、ぜひ検査をお受けください。

3月31日(木) まで

次の皆さんは、特に積極的に検査を受けてください。

- ✓ 感染拡大地域に行かれた方
- ✓ 感染拡大地域の方と過ごされた方
- ✓ 受験で県外に行かれた学生やご家族の方

感染不安を感じる受験生やご家族の皆様は無料検査を活用いただきぜひ検査をお受けください

県内60か所の無料検査場所をご利用いただけます

(東部圏域27ヶ所、中部圏域15ヶ所、西部圏域18ヶ所) ※検査場所は順次拡大中

- ✓ 症状のある方の受付はできません。 (かかりつけ医又は受診相談センターにご相談ください)
- ✓ 検査場所の詳細は県ホームページでご覧いただけます。
- ✓ 事前に電話確認されるとスムーズに検査を受けていただけます。

※混雑状況によっては、検査をお受け付けできない場合もありますので、ご了承ください。



～無料検査に関してご不明な点のお問合せは～

鳥取県無料検査コールセンター ☎0570-783-563 (土日含む毎日、9時～17時)

特措法第24条第9項は、新型コロナウイルスの感染拡大を抑え込むために、皆様に協力をお願いする制度です。

38

鳥取県版新型コロナウイルス警報（2月22日現在）

県内全域に「特別警報」を発令しています。

クラスターが継続して発生するとともに、高齢者への感染例も増えてきています。

県民の皆様には、高い緊張感をもって感染予防対策の徹底をお願いします。

地域	発令区分	備考
東部地区	特別警報	1/24～
中部地区	特別警報	1/24～
西部地区	特別警報	1/18～

39

「レベル分類」の本県独自の判断指標状況

※レベル2:新規陽性者数が増加傾向。一般医療と新型コロナ医療の負荷が生じはじめているが、病床数増加でコロナ医療が必要な人へ適切な医療ができています

3:一般医療を相当程度制限しないと、コロナ医療が必要な人への適切な医療ができない

- 軽症例の多いオミクロン株の特性を踏まえ、最大確保病床使用率・重症病床使用率に重点を置いて運用
- コロナ医療が必要な人へ提供でき、一般医療の制限には明らかに至っていない状況であることから、本県の状況は、総合的な判断により「レベルⅡ」
- 対策は前倒して実施しつつ、オミクロン株の特性を踏まえた判断目安を検討していく

判断指標	数値（2月21日現在）	本県独自目安 →※に基づき総合的に判断		
		Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
新規陽性者数(対人口10万人/週)	159.9人 (885人/55.3万人×10万人)	10人/週	30人/週	50人/週
最大確保病床使用率	27.1% (95/350床)	15%	50%	80%
重症病床使用率 (重症者以外が使用している場合も計上)	8.5% (4/47床、うち重症者0人)	—	50%	
全療養施設使用状況 (療養者数/(最大確保病床数+宿泊療養居室)) ※療養者数には在宅療養者の人数も含む	1.152 (931/(350床+458室))	—	—	1

参考指標	数値(2月21日現在)
療養者数(対人口10万人/週)	168.2人 (931人/55.3万人×10万人)
PCR陽性率(直近1週間)	10.4% (885/8,470件)
感染経路不明割合(直近1週間)	集計中

40

人権配慮に係る県民へのメッセージ

今回のクラスター事案の陽性者を特定するような詮索などの行為は絶対にやめましょう。

感染者や関係先に対する、心ない言動や誹謗中傷、いじめ、詮索などの行為は、絶対にしないようにしましょう。

感染者自身のほか、関係先や立ち寄り先などに対する誹謗中傷や、不確かな情報を基にした情報の発信・拡散や詮索などの不当な行為は、人権を侵害する行為です。このような行為は絶対に行わず、地域全体で感染者等を温かく包み込むように支えましょう。

本県では、インターネットによる誹謗中傷等のサーベイランスを行っています。

確認された誹謗中傷等の画像や文章は、保存し、被害者の訴訟時の証拠として本人の求めに応じて提供します。また、県と弁護士会、県警、法務局の4者連携による「新型コロナ関連誹謗中傷等に関する相談支援連絡会」で事例発生時等に支援を行います。

ワクチン接種をしていない方に対する、差別的行為は絶対にしないようにしましょう。

ワクチン接種をしていない方への差別的行為も人権を侵害する行為です。ワクチン接種は本人の意思に基づくものであり、病気など様々な理由でワクチン接種をできない方もいらっしゃいます。接種の強制はしないようにしましょう。



私たちはウイルスと闘っています。皆が思いやりの気持ちを持ち、お互い「ただいま」「おかえり」と笑顔で言い合える人の輪を「地域」「家庭」「職場・学校」に広げていきましょう。

41